

2016年3月9日

消費者庁御中

「食品として販売に供する物に関する行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び
広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)改正案」に対する意見

生活協同組合パルシステム東京
理事長 野々山理恵子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に、約44万の組合員が安心で安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)の暮らしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。

「食品として販売に供する物に関する行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)改正案」について以下要望いたします。

記

(1)いわゆる「健康食品」の一層の取り締まり強化を要望します

第4次一括法施行に伴なう権限移譲による条項整理に付随して、条項の補強を図られることに賛成いたします。いわゆる「健康食品」による健康被害は後を絶たず、虚偽、誇大な表示も多いことから、より抜本的な取り締まり強化の検討を要望します。

(2)指針の趣旨と反する「機能性表示食品」制度の廃止を要望します

「健康食品」の取り締まりのためには、効果と安全性に関して十分な確認が行なわれる必要があると考えます。そのためには、現行の「特定保健用食品」の許可を受けたものに表示を許容し、「機能性表示食品」の制度は、「健康食品」による被害防止の趣旨に反すると考えますので、廃止を要望します。

以上